

「宇都宮市動物愛護センター」の運用開始について

1 目的

本市において、保護した動物を新しい飼い主と巡り合えるまでの間、適正に健康管理し、譲渡につなげるとともに、飼い主が動物を大切に飼いつける動物愛護の普及啓発を図るため、その基幹施設となる動物愛護センターの運用を開始するもの

2 施設について

(1) 名称

宇都宮市動物愛護センター

(2) 愛称

宮わんにゃんパーク

※ 子どもから大人まで多くの市民に親しみを持って来訪していただくため、犬や猫が遊び、人と触れ合うイメージの名称を付すこととした。

(3) 場所

宇都宮市竹林町961番地（宇都宮市保健所西側）

(4) 施設概要（別紙参照）

	区分	構造	面積	用途
屋内	① ケア管理棟 （既存施設の改修）	鉄骨造 （平屋建）	65.8 m ²	・保護した動物の病気や怪我の診察や応急処置 ・保護した動物の病気等の経過観察
	② 愛護ふれあい棟 （新設）		78.3 m ²	・市民と犬猫との対面交流（ふれあい室） ・感染症に罹患した動物の分離飼育（分離室）
屋外	③ ドッグランスペース （屋根なし）	フェンス 囲い	10.4 m ²	・屋外運動による犬の健康保持
	④ マッチングエリア （屋根あり）		39.4 m ²	・市民と犬とのマッチング ・イベント等を通じた動物愛護の普及啓発

(5) 特徴

ア 犬猫の健康保持に配慮した施設整備

施設内では犬猫の健康保持のため、診察や応急処置、温度管理を行うとともに、犬と猫とが区分され、ストレスなく過ごせるために必要な広さの空間を確保するほか、新たに、屋外にドッグランスペースを設けて、犬が運動できる環境を創出

イ 犬猫との交流や相性確認のためのエリアの設置

犬や猫のふれあい室において、市民が新しい飼い主を待つ犬猫と直接対面し、交流するとともに、屋外のマッチングエリアにおいて、相互の相性を確認

ウ 動物愛護の普及啓発に向けた積極的な情報発信

マッチングエリアにおいては、譲渡会などのイベントや適正飼育のための飼い方教室の開催をはじめ、壁面に掲示するチラシやパネルなどを活用した、動物愛護の普及啓発に資する情報を発信

3 今後のスケジュール

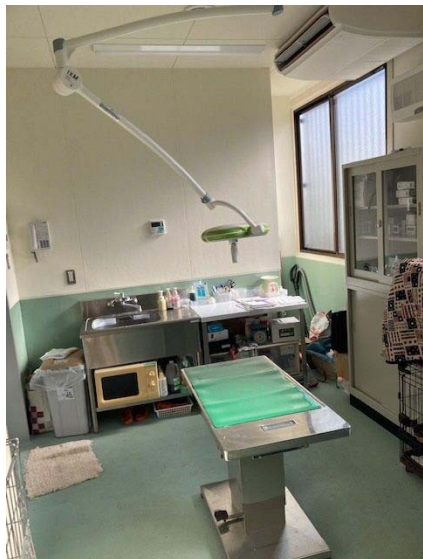
令和4年3月1日	犬猫の管理等の開始
3月下旬	県獣医師会や動物愛護団体など関係者への内覧会の開催
4月1日	運用開始

「宇都宮市動物愛護センター 宮わんにゃんパーク」の概要

愛護ふれあい棟 外観



【診察・処置室】
犬猫の診察や必要な応急処置をする



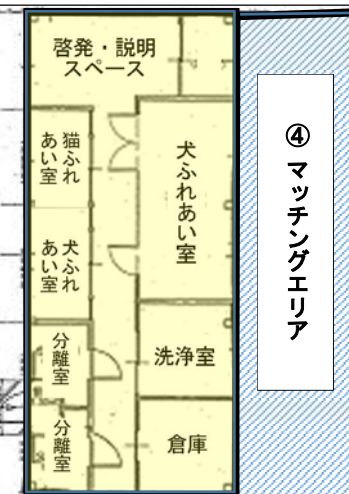
【経過観察室】
犬猫の病気などを観察する



【マッチングエリア】
飼育を希望する市民が動物との相性を確認する



② 愛護ふれあい棟 (新設)



【ドッグランスペース】
犬の健康保持のため運動できる



【ふれあい室】
新しい飼い主を待つ犬猫と対面できる



① ケア管理棟



③ ドッグランスペース